



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第56号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第246号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤959番1地先から同962番6地先まで	前	メートル 7.40～13.40	メートル 566.00	災害防除工事 拡幅	
			後	10.80～38.80	566.00		
"	"	邑智郡美郷町長藤969番1地先から同地先まで	前	10.50～21.50	97.00	災害防除工事 拡幅	
			後	17.70～26.00	97.00		
県 道	松江木次線	松江市西忌部町623番1地先から同町618番3地先まで	前	10.17～14.53	36.41	交通安全工事 拡幅	
			後	12.30～16.49	36.41		
"	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町乙加宮3211番1地先から同3216番1地先まで	前	A	5.00～12.00	191.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	15.00～44.00	157.00	
			後 B	15.00～44.00	157.00		
"	"	雲南市三刀屋町乙加宮1681番2地先から同3216番7地先まで	前	A	9.00～15.00	117.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	19.00～37.00	100.00	
			後 B	19.00～37.00	100.00		

"	"	出雲市野尻町285番1地先から同町266番4地先まで	前	A	3.20～ 14.90	324.00	出雲県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	6.40～ 15.80	248.10		
			後	B	6.40～ 15.80	248.10		
"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1484番1地先から同1424番2地先まで	前	A	4.50～ 11.50	612.00	県央県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 拡幅
				B	8.00～ 23.00	663.00		
			後	A	4.50～ 11.50	612.00		
				B	8.00～ 23.00	663.00		

島根県告示第247号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	出雲市佐田町一窪田2036番3地先から同2186番4地先まで	メートル 703.00	平成27年 3月27日	出雲県土整備 事務所	
県道	斐川出雲大社線	出雲市高岡町645番2地先から同町659番3地先まで	95.00	平成27年 3月27日		
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1460番地先から同地先まで	13.00	平成27年 3月27日	県央県土整備 事務所	
〃	跡市波子停車場線	江津市跡市町3496番6地先から同町273番地先まで	133.00	平成27年 3月27日	浜田県土整備 事務所	